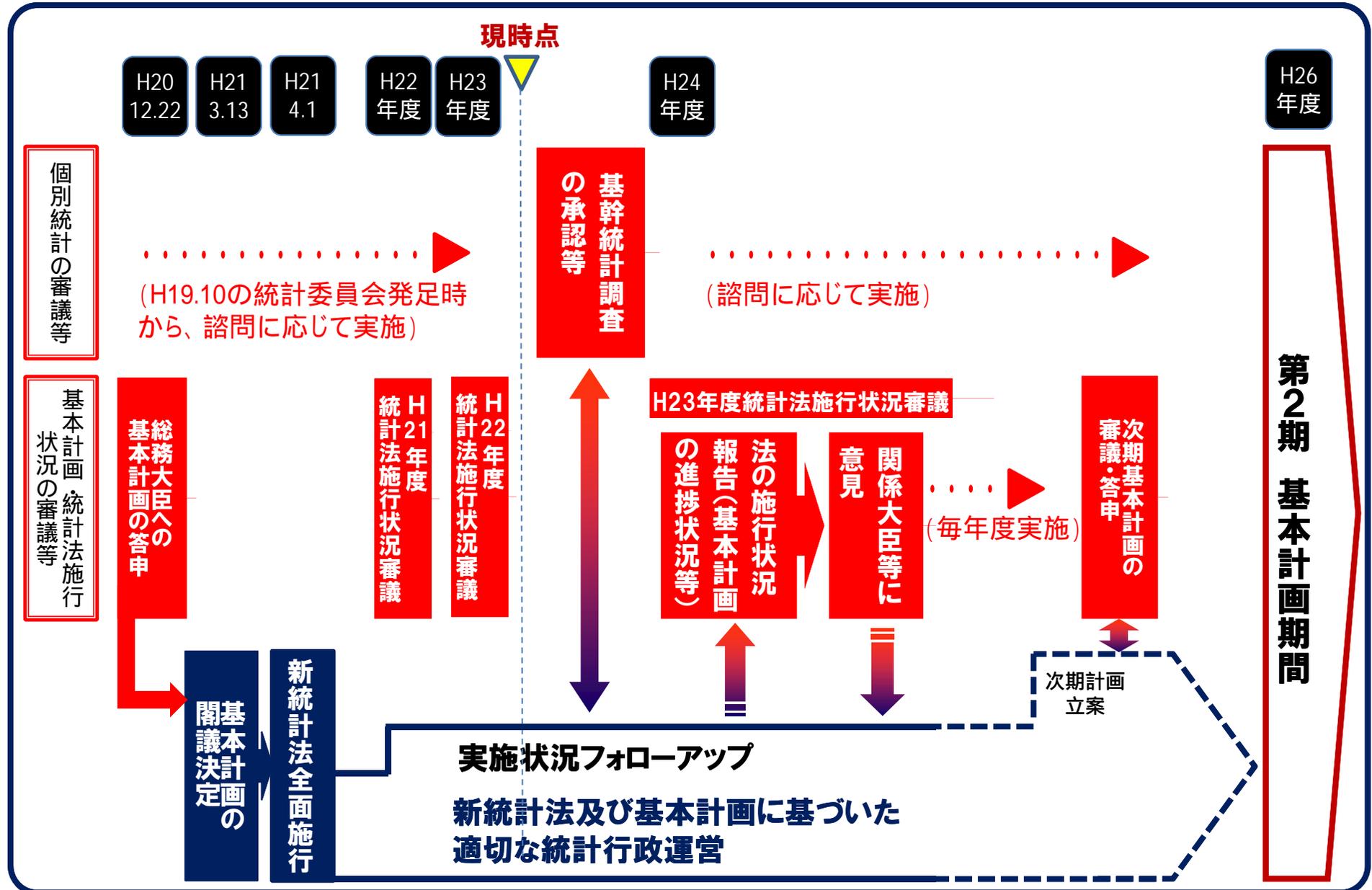


統計委員会の審議について

資料3



統計委員会と各大臣との関係

< 諮問大臣 >

内閣総理大臣

総務大臣

各省大臣

主 な 諮 問 事 項 等	基本計画案(4条)			
	国民経済計算の作成基準(6条)			
	基幹統計の指定 基幹統計調査の承認(7条、9条)			
	統計基準の設定(28条)			
	基幹統計の作成に当た ての協力要請(31条)			
	匿名データの作成方法(35条)	()	()	
	施行状況の報告(55条)			
	〔法の施行に関する委員会の意見具申(55条)〕	()	()	()